

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段: 申立による差止、下段: 職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関税庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			—	—
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	—	—
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	—	—
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出業者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	—	—
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	—	—
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

*1 一設法による対応も含まれる

*2 各国毎に内容が異なる

*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

24 トルコ

24.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

(1) 概要

トルコはアジアとヨーロッパとの接点であるという地理的条件から、国境における知的財産保護措置が極めて重要な問題となっている。トルコにおける水際取締りは特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権が対象であり、税関規定において輸送の種別を特に区別していないことから、輸入、輸出、トランジットの全てが差止の対象となる。税関が確実な証拠に基づき職権で取締りを開始することも可能であるが、税関が常に職権により措置を講じるという保証はなく、実務上は権利者による税関への申請が強く推奨されている。

表1 模倣品対策に関する主な行政機関

行政機関	英文名称 (略称)	主な役割
トルコ特許庁	Turkish Patent Institute (TPI)	産業財産権の登録
内務省	Ministry of Interior	内務省付属の警察組織による海賊版の製造販売の防止
トルコ関税局	Turkish Customs Administration	トルコ全域の全ての税関事務所を統括・監督する機関として、税関で適用される実施規則を決定する
税関局	Customs Head Office Department	各税関当局は、模倣品の捜索及び一時的押収、権利者に対する通知、並びに当該模倣品の処分に関する裁判所命令又は権利者の許可が出るまでの間、当該模倣品を保管する義務及び権限を有する

(2) 取りうる措置の概要

トルコにおける模倣被害に対する主な救済手段は、税関での水際措置、民事訴訟、刑事訴訟の3種類である。税関での水際措置については後述(24.1.1)する。

知的財産権の行使は、権利者が適切な措置を求めて、管轄の行政又は司法当局へ申立てを提起することにより行われる。民事訴訟を提起する場合、自らの権利と主張の正当性を立証する責任を負う。刑事手続においても、刑事当局に捜査を開始してもらうには、捜査の必要性を証明する証拠を提示しなければならない。

ア 民事訴訟¹

全ての知的財産法において、民事的手段による知的財産権侵害の救済が可能とされている。権利者は知的財産特別民事及び刑事裁判所に直接民事訴訟を提起することができ、この訴訟の中で、侵害行為の停止、損害賠償及び仮処分申立てを主張することができる。

トルコ民事手続法は一般規定として、権利者は重大／回復不能の損害を被る差し迫ったおそれがある場合、仮差止命令を求める権利を有する旨定めている。さらに、知的財産侵害行為に対する仮差止命令の重要性から、特許、実用新案、商標、意匠及び地理的

¹ 損害賠償については13.1.3参照

表示の保護に関する法令には、侵害行為の停止、トルコ国境内における侵害品の押収、損害賠償金の担保の提供等について詳細な規定が置かれている。

イ 刑事訴訟²

刑事訴訟は、商標に関する政令556号においてのみ権利行使の手段として認められており、意匠及び特許の問題に対する刑事訴訟は、2009年に憲法裁判所により規定が取り消されている。

刑事訴訟は、商標権者による検察官への告訴を契機とし、かかる告訴に基づき、警察の強制捜査による模倣品の押収及び商標権の無権限での使用による刑事訴訟の開始を請求できる。

24.1.1 水際措置の内容及び実施状況

(1) 対象

トルコにおいては、水際措置の対象となる知的財産権は特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権である。トルコの水際措置に関する税関規定では輸入、輸出、トランジットを区別しておらず、これらの輸送すべてが差止の対象となる。

表2 水際措置に関する規定の有無³

		特許	実用新案	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
	職権差止	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
輸出	申立差止	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
	職権差止	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
トランジット	申立差止	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
	職権差止	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}	○ ^{*1}
税関登録制度		○ [*]	○ [*]	○ [*]	○ [*]	○ [*]

^{*1} 根拠となる規定は、関税法第 57 条及び関税規則第 100 条である。

(2) 水際措置の主な担保法について

トルコにおける水際措置の主な担保法は関税法及び関税規則である。トルコの関税法第57条はTRIPS協定第51条に対応しており、税関当局は権利保有者又はその代理人の申立てに応じて、侵害疑義品を留置又は停止する権限があることを定めている。

² 営業秘密等、特定の行為に対する刑事罰については 24.1.2 参照

³ なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表 2 では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

<CUSTOMS CODE Law No: 4458>

Article 57- 1. a)(Amendment: 18/6/2009-5911/10 md.) Regarding the rights which are protected by Intellectual Property Laws, detention of goods which infringe right holder's rights and suspension of custom transactions are conducted by custom authorities upon application of right holder or request of its representative. Suspension or detention decision is served to right holder or its representative and declarant or person indicated at article 37.

b) In cases where no request has yet been made at the Customs Office, and where solid evidence is available showing that the goods in question are in breach of intellectual and industrial property rights; with a view to ensure the valid application of the right holder, these goods may be subjected to ex officio customs detention for a duration of three working days or the Customs procedures of the goods may be suspended by the Customs offices.

<関税法 No. 4458⁴>

第 57 条-1. a) (2009 年 6 月 18 日改正, 5911/10 md.) 知的財産法によって保護される権利に関して、関税局は、権利者の申請又はその代理人の請求に基づき、権利者の権利を侵害する商品の留置及び通関手続の停止を実施する。通関停止又は留置の決定は、権利者又はその代理人、及び通関申告人又は第 37 条で定める者に送付される。

b) 関税局に請求が行われていないが、問題とされる商品が知的・産業財産権を侵害していることを確実に示す証拠が入手可能な場合、関税局は、権利者の有効な申請を担保する目的で、これらの商品を 3 業務日の間、税関の職権による留置対象とすること、又は関税局による商品の通関業務を停止することができる。

<CUSTOMS REGULATION SECOND SECTION>

Protection Of Intellectual Property Rights

Definitions

Article 100 – (1) On this part of the regulation;

a) The product that violates the Intellectual Property Rights represents product that violates rights described at Law No. 5846 on Intellectual and Artistic Work, Law no. 5147 on Integrated Circuit Topographies, Law No. 5147 Pertaining to Protection of Plant Breeders on New Plant Species, Decree-Law No.551 Pertaining to the Protection of Patent Rights, Decree-Law No.554 Pertaining to the Protection of Industrial Designs, Decree-Law No.555 Pertaining to the Protection of Geographical Signs, Decree-Law No.556 Pertaining to the Protection of Trademarks and other laws that protect intellectual property right.

<関税規則 第 2 版⁵>

知的財産権の保護
定義

⁴ 引用する関税法の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

⁵ 引用する関税規則の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。以下同じ。

第100条-(1) この規則のこの部分に関して、

- a) 知的財産権を侵害する製品とは、知的及び芸術的作品に関する法律 No. 5846, 集積回路トポグラフィーに関する法律 No. 5147, 植物新品種の育成者保護に関する法律 No. 5147, 特許権保護に関する法令 No. 551, 意匠保護に関する法令 No. 554, グラフィックシンボル保護に関する法令 No. 555, 商標保護に関する法令 No. 556, 及び知的財産権を保護するその他の法律に規定する権利を侵害する製品のことをいう。

ARTICLE 102

The procedures to be ex officio followed by the Customs Authority

- (1) For the goods subject to ex officio customs detention by the Customs Authority as per paragraph (b) of the first clause of Article 57 of the law, a notification is served to the declarant or the consignee of the goods the first working day following such detention.

第102条

関税局が職権で行う事後手続

- (1) この法律第57条第1段落パラグラフ(b)の規定に従い関税局が職権で税関留置の対象とする商品に関して、その留置の翌日以降の最初の業務日に、その商品の申告人又は荷受人に通知を行う。

(3) 税関登録制度⁶

トルコでは特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権について税関登録制度が存在する。登録にかかる費用は無料で、登録の有効期間は最長で1年間である。登録にあたり、申請者は、以下の情報を税関に提供する（関税規則 第2版 第103条第2項及び第103条第3項）。

- ・ 商品の正確かつ詳細な技術的説明
- ・ 偽造のタイプ及び形式に関して権利者が提供する情報
- ・ 権利者が指定した連絡担当者の氏名及び住所に関する情報
- ・ 申請人の権利がトルコにおいて登録されている旨を証明する書類

(4) 税関における模倣品の差止から処分までのフロー

トルコ税関における模倣品の差止から処分に係る手続の概要は以下のとおりである。侵害疑義品の取締は、権利者の申請による他、税関が職権で開始することも可能である。しかし、税関が常に職権により措置を講じるという保証はなく、権利者による税関への申請が強く推奨される⁷。

⁶ 質問票調査に基づく情報による。

⁷ 質問票調査に基づく情報による。

手続	手続の説明
1. 権利者の申請に基づく輸入／輸出の停止	権利者は侵害品の差押えを関税局長にオンラインで申請することができる。税関は、被疑偽造品を発見した場合、暫定的な通関停止の決定を行い、権利者又はその代理人に、10 業務日（腐りやすい商品の場合には3 業務日）の期間について通知する。権利者は更に期間が必要であれば、この期間を10 日間延長するよう請求することができる。
2. 請求に基づく被疑商品の摘発	権利者は、差押え商品のサンプル又は写真を取得して検証することが可能であり、また通関停止決定の送達日から10 業務日（腐りやすい商品の場合には3 業務日）以内に、民事上の暫定的差止決定又は刑事上の差押え命令を取得すべきである。暫定的差止決定又は刑事上の差押え命令が認められた場合には、裁判所が選任する専門家が製品を検証する。 訴訟手続とは別に、両当事者は製品に関する和解交渉が可能である。製品が偽造品であることを侵害者が認め、その破棄に同意した場合、税関は偽造製品を直接破棄する。これは「簡易破棄」手続と呼ばれている（税関規則第105 条）。
3. 意見書及び証拠の提出	権利者は、相手側が簡易破棄に応じない場合、通関停止決定の送達日から10 業務日以内に、民事上の暫定的差止決定又は刑事上の差押え命令を取得すべきである。この場合、事案は裁判所に送致され、両当事者は事実審において自身の意見書及び証拠を提出する。
4. 侵害に関する決定	裁判所は侵害について決定する。裁判所が製品は偽造品であると決定した場合、これらの製品は破棄のために没収される。
5. 破棄	裁判所の決定が確定すると、裁判所の命令に基づき、関係する関税局員は製品を破棄する。

図1 税関における模倣品の差止から処分までの流れ⁸

模倣品の廃棄についての決定は、民事案件では裁判所が行う。刑事案件では、裁判所は製品が模倣品であるかについてののみを判断し、裁判の結果が確定したことに伴い、国立不動産局（National Real Estate Directorate）は当該模倣品の廃棄を決定する。

（5）費用負担⁹

知的財産侵害物品と認定された貨物は、輸出入者が自ら廃棄する等の自発的な処理を行わない場合には、税関が没収して廃棄することができる。この場合、費用は税関が負担し、認定手続やその後の没収・廃棄に際して、権利者が保管費用や廃棄費用を負担することはない。

（6）税関と権利者等の連携について¹⁰

税関規則第104条第2項に従い、関税局員は侵害疑義品に関する購入者、出荷人の情報や製品の原産国等（ただし、トレードシークレット等を除く）を権利者と共有している。

⁸ 質問票調査に基づく情報による。

⁹ 質問票調査に基づく情報による。

¹⁰ 質問票調査に基づく情報による。

この協力体制を促進する目的で、権利者は税関研修の運営・参加が可能である。また、トルコ関税通商省（Ministry of Customs and Trade, MoCT）はEUの協力のもと、トルコの主要都市において、いくつかの活動を含めた最新の税関研修プロジェクトを継続的に運営している。このプロジェクトは「トルコ税関業務の近代化のための国境での知的財産権（IPR）行使に関する技術的支援・第VIII部（Technical Assistance for Border Enforcement of Intellectual Property Rights for Modernization of Turkish Customs Administration VIII）」と呼ばれており、トルコ関税局の管理能力を強化するとともに、主要関係者を啓発し、その能力レベルを向上させることによって、統一関税法の実施範囲内において、国境で知的財産権を行使すること」を目的としている¹¹。この目的を達成するために、セミナー、内部研修、研修訪問等の研修活動、そしてショートムービーの制作、知的財産関連ポスター、MoCTウェブサイト内のページ制作等を含む啓発活動が行われている。

（7）税関における模倣品の差止件数の統計調査について

トルコ税関当局は、差止件数の統計調査を行っているが、一般には公開していない。2016年11月に税関当局により行われた知的財産権に関する地域セミナーでは、2014年では、4,412,597個の製品について196件の税関差止決定があり、2015年では、2,840,966個の製品について431件の税関差止決定がなされたとの報告¹²があった。

24.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

（1）概要

トルコにおいて、知的財産権侵害に関する刑事訴訟については商標法についてのみ権利行使の手段として認められており、工業意匠権及び特許の問題に対する刑事訴訟は、2009年に憲法裁判所により規定が取り消されている¹³。

表3 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	罰則の内容	規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	2年以下の禁固又は罰金	商法 第4章 第55条、第62条
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	1年から3年の懲役、20,000レイまでの罰金	商標法 第61A条
映画盗撮に関する刑事罰規定	1年以上5年以下の禁固又は罰金	知的及び芸術的作品に関する法律No.5846 第71条

（2）営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

トルコにおいては、現在のところ営業秘密に関する独立した法律はないが、トルコ商

¹¹ MoCT ウェブサイト URL : <http://english.gtb.gov.tr/external-relations/european-union/eu-funded-projects>（最終アクセス日：2017年3月13日）

¹² 質問票調査に基づく情報による。

¹³ 「トルコにおける模倣品被害実態調査」（JETRO）（2016年5月）URL : https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/b4c738aef216203c/TRRp_damage_surveyCounterfeit201605.pdf（最終アクセス日：2017年3月13日）

法第4章不正競争の項目において、営業秘密に関する規定と侵害行為に対する罰則規定が置かれており、取引上又は製造上の秘密を開示させることを目的として、従業員、代理人又はその他の職員を欺瞞する者は2年以下の禁固又は罰金が科される（商法第62条）。

<TURKISH COMMERCIAL LAW No. 6102>

CHAPTER FOUR

Unfair Competition

A) General

II – Acts against good faith and commercial practices

ARTICLE 55 – (1) Acts mentioned below are primary cases of unfair competition;

.....

b) To direct to infringe or to terminate an agreement; in particular;

.....

3. Inciting the employees, agents or other assistants to divulge or obtain the business or manufacturing secrets of their employers or their clients,

.....

d) To divulge manufacturing and business secrets illegally, in particular one who utilises and makes known to others information and business secrets of a manufacturer which he has acquired secretly and without permission or in any other illegal manner shall be acting against goodwill.

<商法 法律 No.6102¹⁴>

第4章 不正競争

A) 一般

II – 善意及び商業実務に反する行為

第55条-(1) 以下に述べる行為は、第一義的に不正競争とされる。

...

b) 侵害するよう指示する又は契約を終了させる行為、特に次の行為：

...

3. 従業員、代理人若しくはその他の職員に、雇用主若しくはその依頼人の業務上又は製造上の秘密を、漏洩又は取得するよう誘発する行為

...

d) 製造上又は業務上の秘密を不法に漏洩する行為、特にその行為者が、秘密裏かつ許可を得ずに又はその他の不法な方法で取得した、製造業者の情報及び業務上の秘密を利用し、それを他人に知らせる行為は、善意に反する行為とされる。

B) Penal liability

I – Punishable acts

ARTICLE 62- (1) a) Anyone who commits willfully the acts of unfair competition indicated under Article 55;

.....

Persons who deceive the employees, agents and other assistants in order to get them

¹⁴ 引用する商法の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

to disclose the trading and manufacturing secrets of their employers or their clients;

.....
shall, upon a complaint made by one of those who are entitled to bring a civil action under Article 56, be sentenced to imprisonment for a term up to two years or a judicial fine unless such act constitutes another offence entailing a higher punishment.

B) 刑事上の責任

I- 罪となる行為

第 62 条-(1) a) 第 55 条に規定する不正競争行為を故意にする者

...

d) 従業員、代理人又はその他の職員に、雇用主若しくはその依頼人の取引上又は製造上の秘密を開示させることを目的として、これらの従業員、代理人又はその他の職員を欺瞞する者は、...
第 56 条に基づき民事訴訟を提起する資格を有する者のいずれかによる告訴に基づき、2 年以下の禁固又は司法上の罰金の対象とされるが、その行為が、その他の犯罪を構成しており、さらに厳格な処罰対象となることを妨げない。

(3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

不正ラベル・不正包装の故意の使用に関しては、商標法の違反として懲役刑及び罰金刑が科される。商標権を侵害して商品等を販売する者に対しては1年から3年までの懲役及び20,000デイまでの罰金が科される（商標法第61A条）。

<商標法¹⁵>

第 61A 条

罰則

第三者の商標権を侵害して商品又はサービスを生産し、市場に出し又は販売する者は、1 年から 3 年の懲役に処せられ、20,000 デイまでの罰金が科される。

関連する商品又は包装が商標保護下にあることを示す標識を、そうする許可なしに削除する者は、1 年から 3 年の懲役に処せられ、5,000 デイまでの罰金が科される。

第三者の商標権を、販売、移転、リース又は担保により、そうする許可なしに処分する者は、2 年から 4 年の懲役に処せられ、5,000 デイまでの罰金が科される。

前記段落に定める罪が法人の活動範囲内で犯される場合は、当該活動に固有な保全措置も取られる。

前記に定める罪に関して刑が確定するためには、商標がトルコにおいて既に登録されていなければならない。

前記の段落に定める罪の調査及び提訴は、その趣旨の請求に基づいて行われる。

第三者に属する商標の模倣である商品を市場に出し又は販売する者が、関連する商品を手に入れた出所を開示し、それにより模倣商品の生産者が明らかになり、かつ、商品が差し押さえられた場合は、その者には如何なる罰則も課されない。

¹⁵ 日本特許庁ウェブサイト 外国産業財産権制度情報掲載の翻訳を引用 URL : <http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/turkey/shouhyou.pdf> (最終アクセス日 : 2017 年 1 月 30 日)。以下同じ。

(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定

知的及び芸術的作品に関する法律No.5846の第71条(2008年1月23日改正)により、映画盗撮については1年以上5年以下の禁固または罰金が科される¹⁶。

<Law No. 5846 of December 5, 1951 on Intellectual and Artistic Works>

B. CRIMINAL ACTIONS

I. Offenses

(1) Infringement of Moral, Economic or Related Rights

Art. 71. (Amendment: 23.01.2008-5728/138)

Any person who, by infringing the moral, economic and related rights regarding intellectual and artistic works protected under this Law;

1. adapts, performs, reproduces, changes, distributes, communicates to the public by devices enabling the transmission of signs, sounds or images or publishes a work, performance, phonogram or production without written permission of right holders or puts up for sale, sells, distributes by renting or lending or in any other way, buys for commercial purposes, imports or exports, possesses or stores for non-private use any works adapted or reproduced unlawfully, shall be sentenced to imprisonment from one year to five years or a judicial fine.

<知的及び芸術的作品に関する 1951 年 12 月 5 日の法律 No. 5846¹⁷>

B. 刑事訴訟

1. 犯罪行為

(1) 道徳上、経済上又は関係する権利についての侵害

第 71 条 (2008 年 1 月 23 日改正, 5728/138)

この法律に基づき保護される知的及び芸術的作品に関する、道徳上、経済上及び関係する権利を侵害することによって、次の行為をする者、すなわち：

1. 権利者の書面による許可を得ずに、標識、音響若しくは画像の伝達、又は作品、実演、レコード、制作物の公表を可能とする装置によって、翻案、実演、再生、変更、公表、公衆への伝達を行う者、又は、不法に翻案又は再生された作品の販売の申出、販売、賃貸・貸与・その他の方法による頒布、商業目的での購入、輸入若しくは輸出、店舗における個人用途以外での所持を行う者は、1 年以上 5 年以下の禁固又は司法上の罰金の対象とされる。

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

トルコにおいては、模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査は行われているが、一般に公表されていない¹⁸。

24.1.3 民事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

トルコでは、すべての知的財産関連法において、民事措置による知的財産権侵害の救済が可能とされている。民事訴訟の大きな利点として、損害の賠償保証付きの仮差止め

¹⁶ 質問票調査に基づく情報による。

¹⁷ 引用する法律 No. 5846 の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

¹⁸ 質問票調査に基づく情報による。

令を受けることができること、金銭又は金銭以外による損害賠償請求を行うことができることが挙げられる。

表4 民事措置の概要

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償制度	権利者は以下から損害賠償の算定方法を選択する (1)侵害者による侵害がなかった場合に得られたであろう利益 (2)侵害者が実現した利益 (3)侵害者とライセンス契約を締結した場合に支払われたであろうライセンス料	特許法第 140 条 意匠法第 52 条 商標法第 66 条
追加的損害賠償制度	ライセンス契約を締結した場合に支払われたであろうライセンス料3倍の額まで	著作権法第 68 条

(2) 損害賠償制度、追加的損害賠償について

損害賠償の算定にあたっては、(1) 侵害者による侵害がなかった場合に得られたであろう利益、(2) 侵害行為によって侵害者が実際に実現した利益、(3) 侵害者が合法的なライセンス契約により知的財産権を利用した場合に支払われたであろうライセンス料のいずれかを権利者が選択する（特許法第140条、意匠法第52条、商標法第66条）。著作権については、著作権者は、著作権の対象である作品が無権限で上映・放送・複製された場合、著作権のライセンス契約を締結していれば得ていたであろうライセンス料の3倍に相当する金額を損害賠償として請求することができる（著作権法第68条）。

<特許法>

第 140 条 逸失利益

特許所有者の受けた損害は、実際の損失額を含むだけでなく、特許権の侵害の理由で実現されなかった利益をも含むものとする。当該逸失利益は、被害を受けた特許所有者の裁量により、次の基準の1に従って計算するものとする。

- (a) 侵害者の競合がなかった場合は特許所有者が実現した可能性がある利益
- (b) 当該特許の侵害者による実施により侵害者により実際に実現された利益
- (c) 侵害者がライセンス契約下で合法的に当該特許を実施していた場合は支払われたであろうライセンス料

逸失利益の算出に当たり、特許の経済的価値、侵害時に残存する保護期間、並びに当該特許に関して付与されたライセンスの種類及び数が特に考慮されるものとする。

裁判所が、特許所有者が本法の規定により特許を実施する当該人の義務を果たしていないとの所見である場合は、逸失利益の算出は、第2段落(c)によるものとする。

<意匠法¹⁹>

第 52 条 逸失利益

¹⁹ 特許庁のウェブサイトに掲載の翻訳を引用 <http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/turkey/ishou.pdf> (最終アクセス日：2017年2月9日)

意匠権者が被った侵害は、実際の損失額だけでなく意匠権の侵害による逸失利益をも含むものとする。

逸失利益は、侵害を被った意匠権者の判断により次の基準の 1 にしたがって計算されるものとする。

- (a) 侵害者の競合がなかったときは当該意匠権者が実現し得たであろう潜在利益
- (b) 意匠の実施により侵害者により実際に実現された利益
- (c) 意匠権の侵害者が合法的なライセンス契約により意匠を実施していたときは支払われたであろうライセンス料

逸失利益の計算には、意匠の経済価値、侵害時に存続する保護期間、現存するライセンスの性質及び数、その他同様の要素を特に斟酌するものとする。

<商標法>

第 66 条 逸失利益

商標権者が受けた被害額は、実際の損失だけでなく商標権侵害による逸失利益も含む。利益の喪失は、被害を受けた商標権者の裁量により、次の基準の 1 で算出される。

- (a) 侵害者の競合がなかったときは商標権者が実現し得たであろう潜在利益
- (b) 商標使用によって侵害者により実際に実現された利益
- (c) 商標権の侵害者が合法的なライセンス契約により商標を利用していたときは支払われたであろうライセンス料。逸失利益の計算は、商標の経済価値、侵害時に残存する保護期間、存続中のライセンス件数その他同様の要素を、特に、考慮する。

< Copyright Law >

Art. 68. (Amendment: 23.01.2008-5728/137)

The right holders whose permission was not obtained may claim the payment of compensation of up to three times the amount that could have been demanded if the right had been granted by contract, or up to three times the current value which shall be determined under the provisions of this Law, from persons who adapt, reproduce, perform or communicate to the public by devices enabling the transmission of signs, sounds and/or images the work, performance, phonogram or productions or who distribute reproduced copies thereof without written permission of the author pursuant to this Law.

<著作権法²⁰>

第 68 条 (改正: 2008 年 1 月 23 日-5728/137)

権利者は、権利者の許可は得られていなかった場合、権利者の書面による許諾なく標示、音や作品の画像、演奏、表音文字あるいは制作物の送信を可能とする装置を用いて、公衆に対し翻案、複製、演奏あるいは伝達をする者、あるいは、その複製物を頒布する者に対し、当該権利が契約により許諾されていた場合に要求できたであろう金額の最大 3 倍までの金額、又は、本法の規定により決定される現在の価値の最大 3 倍までの賠償の支払いを請求することができる。

²⁰ 引用する著作権法の日本語訳は、本調査研究において作成した仮訳である。

(3) 模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

トルコにおいては、模倣被害に対する民事措置に関する統計調査は行われていない²¹。

²¹ 質問票調査に基づく情報による。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>